

アメリカの原子力法制と政策

井樋 三枝子

【目次】

はじめに

I アメリカの原子力法制と政策

II オバマ政権の原子力政策

1 概要

2 MIT 報告書『原子力の未来 2009 年改訂』

3 第 111 議会で審議中の気候変動対策法案

おわりに

翻訳 1954 年原子力法 (抄)

はじめに

アメリカは世界で唯一原子爆弾を使用した国である。その歴史的経緯から、原子力利用は軍事目的から始まり、続いて民生利用が認められるようになった。現在も原子力法第 1 条^(注1)で、原子力を「軍事目的と並んで平和目的にも」利用することができる^(注1)と明確に規定されている。

本稿では、原子力の民生利用、中でも原子力発電の推進に関するアメリカの政策、法制度の変遷を概括する。次に、ブッシュ前政権からオバマ現政権にかけての政策および立法動向を紹介し、あわせて原子力法の抄訳を掲載する。なお、民生利用の原子力規制、監督を行う原子力規制委員会 (NRC) とその位置づけについては、本号掲載の「アメリカの原子力安全規制機関—

原子力規制委員会 (NRC) —」を参照されたい。

I アメリカの原子力法制と政策

1945 年から 1950 年代にかけては、原子力に関するさまざまな法制度や仕組みが整備された期間である。原子力法 (Atomic Energy Act of 1946 (P.L.79-585)) は 1946 年 8 月に制定され、その後、1954 年に大幅な改正がなされた。^(注2)ここで、原子力の民生利用と国による許認可制度が整備された。

1970 年代前半はオイルショック発生等のエネルギー関係の経済・社会問題があり、行政、立法の場においても様々な動きが活発化した。1973 年 11 月ニクソン大統領が連邦レベルとしては初の包括的エネルギー政策「プロジェクト・インディペンデンス」^(注3)を立案し、原子力利用についてもその内容に盛り込まれた。この政策が 1974 年エネルギー再組織法 (Energy Reorganization Act of 1974 (P.L.93-438)) として法制化され、原子力の民生利用を担当する連邦の機関の組織改編等が行われた。原子力利用の規制機関は、その後数回の改組を経て、ほぼ現在の機構となり、原子力規制委員会 (NRC)^(注4)が原子力施設や核物質の民間利用の規制を担当し、原子力開発については軍事、民生ともエネルギー省 (DOE)^(注5)が担当することになった。

(1) Atomic Energy Act of 1954, P.L.83-703.

(2) *ibid.*

(3) 1980 年までにエネルギー自給の達成を目的とするもの。ニクソン大統領は、1973 年 6 月にエネルギー省 (DOE) 内にエネルギー政策局 (Energy Policy Office) を設立している。“Energy Timeline from 1971 to 1980.” エネルギー省ウェブサイト <<http://energy.gov/about/timeline1971-1980.htm>> 以後、インターネット情報はすべて 2010 年 4 月 28 日現在である。

(4) NRC および原子力利用の監督・規制に関しては、廣瀬淳子「アメリカの原子力安全規制機関—原子力規制委員会 (NRC) —」本誌 pp.29-38 を参照。

(5) 軍による原子力利用の管理については、2000 年に DOE 内に国家核安全保障局 (NNSA) が設立された。

1970年代後半は、使用済核燃料の第三国移転問題と原子力発電の安全性が注目された。1978年には核不拡散法（Nuclear Non-Proliferation Act of 1978（P.L.95-242））が成立し、各国との原子力協定の改定が進められ、同年、ウラン製錬尾鉱放射線管理法（Uranium Mill Tailings Radiation Control Act（P.L.95-604））が制定され、これまで原子力法で操業が規制されていなかった製錬尾鉱も規制の対象とされた。そして、1979年スリーマイル島原子力発電所事故が発生した。この事故以降現在まで、アメリカでは商業利用での原子力発電所の新設がない。

スリーマイル島の事故後、1980年代は原子力発電所の規制が強化され、原子力業界の負担感が増していった。原子力発電所の新設は停止したものの、アメリカ国内の既存の原子力発電所は引き続き稼働しており、1980年代には原子力による発電量は、石油火力、天然ガス火力、水力を上回った。^(注6)そして、放射性廃棄物処理の問題が取り上げられるようになった。1982年放射性廃棄物政策法（Nuclear Waste Policy Act of 1982（P.L.97-425））が1983年に制定され、高レベル放射性廃棄物処理場をネバダ州ユッカマウンテンに置くことが定められた。低レベル放射性廃棄物政策改正法（Low-Level Radioactive Waste Policy Amendments Act of 1985（P.L.99-240））が1986年に制定され、

州内で発生する低レベル放射性廃棄物の廃棄に関する権限を州にも認めることが定められた。スリーマイル島の事故に続き、1986年にはソ連でチェルノブイリ原子力発電所事故が発生し、原子力発電の安全性への危惧が払拭されない状態が続くこととなった。

1990年代に入るとブッシュ元大統領（George Herbert Walker Bush（1989 - 1993））が原子力発電推進の方針を掲げる包括的エネルギー政策を法制化した。1992年エネルギー政策法（Energy Policy Act of 1992（P.L.102-486））では、原子炉の許認可手続きが見直され、建設許可と稼働許可2段階だった手続きが、建設前に発給される建設運転許可（COL）の1段階となった。^(注7)これには原子炉の新設を促す目的もあった。

しかし、次のクリントン政権のエネルギー政策では原子力推進よりも再生可能エネルギー開発^(注8)に重点が置かれるようになり、原子力関係の重要プロジェクトは縮小、廃止となった。冷戦終結後、旧ソ連核兵器施設からの放射能汚染や核兵器からの核物質の散逸が問題視されてきたこともあり、核不拡散対策も強化された。

しかし、クリントン政権の後期には、原子力政策に変化が見られる。地球温暖化とエネルギー安全保障、特に原油の輸入依存度の高まりが危機として認識され、原子力をエネルギー源の選択肢として留保する方向へと政策変更がな

(6) 第1位は石炭火力である。また1990年ごろから原子力発電は総発電量の約2割となり、現在までほぼその比率を維持している。“U.S. Electricity Generation Fuel Shares（1973 - 2008）.” Nuclear Energy Institute ウェブサイト <<http://www.nei.org/resourcesandstats/documentlibrary/reliableandaffordableenergy/graphicsandcharts/uselectricitygenerationfuelshares/>>

(7) 原子力発電強化の理由としては、1978年の公共事業規制政策法（Public Utility Regulatory Policies Act,（P.L.95-617））以降の電力自由化の後、電力不足が生じ、電気料金の値上がりにつながるという問題の発生も影響しているとも言われる。「米国カリフォルニア州の電力危機（2000-2001年）」『原子力百科事典 ATOMICA』財団法人 高度情報科学技術研究機構ウェブサイト <http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_No=14-04-01-29>

(8) アメリカの再生可能エネルギーについては、中川かおり「米国における再生可能エネルギー法制—連邦法を中心に—」『外国の立法』225号,2005.8, pp.22-36；宮田智之「米国における州の再生可能エネルギー法制—RPSを中心に—」同号, pp.37-42.を参照。

されていった。原子力発電所の運転や保安・保守の規制等が緩和され、DOE 所管の原子力関係の研究開発も次第に再開された。

ブッシュ前政権（George Walker Bush (2001 - 2009)）では、さらに原子力推進の方向性が打ち出された。温室効果ガスを排出しない「クリーン」なエネルギーとして原子力発電を評価し、エネルギー安全保障問題をさらに重視した結果である。2001年、ブッシュ前大統領は政権の包括的エネルギー政策である「^(注9)国家エネルギー政策」を策定した。これを受けて、^(注10)DOEは2002年に「原子力2010」を策定した。

2003年にマサチューセッツ工科大学（MIT）はハーバード大学と共同調査を行い『^(注11)原子力の未来』という報告書を発表した（第Ⅱ章2で紹介）。この報告書は、その後、政権の原子力政策や、議会に影響を与え、世論の注目も集めた。「国家エネルギー政策」法制化の過程では、連邦議員の支援者等の利害や意見が対立したため、内容に修正が加えられ、審議にも長時間が費やされた。最終的に2005年8月、2005年

エネルギー政策法（Energy Policy Act of 2005 (P.L.109-58)：EPAC 2005）が成立した。

EPAC 2005は、エネルギー供給を拡大することによってアメリカのエネルギー基盤を強化する方針を取っており、クリントン政権が目指していた節電等による総発電量の抑制とは異なるものとなっている。具体的には、電力供給を拡大するため、原子炉新設の支援を行うことが想定された。また、総発電量に占める割合がトップである石炭による火力発電を原子力発電に移行させることも計画されていた。最も低コストである石炭による火力発電にコスト面で対抗できるのは、原子力発電であるという考え方に立っているためである。

ブッシュ前政権の原子力推進の動きは、EPAC 2005制定後、政権後半も続き、2006年と2007年の一般教書では、^(注12)中東への石油依存を回避するためにも、エネルギー供給源の多様化を推進することが目的とされ、原子力、クリーン石炭や再生可能エネルギー、とりわけバイオエタノールの研究開発への支援が明言された。

(9) “National Energy Policy,” 2001.5. 旧ホワイトハウスウェブサイト（更新停止）<<http://www.wtrg.com/EnergyReport/National-Energy-Policy.pdf>>

(10) “Nuclear Power 2010.” DOE ウェブサイト <<http://nuclear.energy.gov/np2010/overview.html>> 例えば、黒鉛炉等の原子炉の認可コストの半額負担、新設原子炉の認可遅れによる損害補てん、訴訟対応のための連邦リスク保険の整備、新規原子力発電所のサイト選定、改良標準化プラントの設計、規制合理化の実施のため政府・産業界との共同費用負担の試行が盛り込まれている。

(11) “Future of Nuclear Power,” Massachusetts Institute of Technology, 2003. <<http://web.mit.edu/nuclearpower/>>

(12) “State of the Union (Transcription),” Jan. 31, 2006. C-SPAN ウェブサイト <<http://www.c-span.org/Transcripts/SOTU-2006.aspx>>; “State of the Union,” Jan. 23, 2007. C-SPAN ウェブサイト <<http://www.c-span.org/Transcripts/SOTU-2007.aspx>>

表 1 主要原子力政策法令 (1946 - 2009 年)

政権 (民) 民主党 (共) 共和党	年	法律名 (法律番号)	内容
トルーマン (民)	1946 年	1946 年原子力法 (P.L.79-585)	原子力委員会 (AEC) を設立し、軍から核開発の権限を移転。原子力開発への民間企業の参入促進をめざす。アメリカにおける核物質の民生利用および軍事利用の基本法。
アイゼンハワー (共)	1954 年	1954 年原子力法 (P.L. 83-703)	原子力発電所の経済的な価値を認め、促進する大統領の政策 (原子力の平和利用) を反映し、民間原子力発電の奨励策として、原子力損害賠償について定めたプライス・アンダーソン法 (原子力法第 170 条) ¹ 等の規定の新設。プライス・アンダーソン法では、原子力事故による被害者救済のための損害賠償措置の確保とあわせ、事故の賠償責任を一定額に制限し、原子力産業保護を目指す。原子力災害に対し、5 億 6000 万ドル (2000 億円強 (当時)) を上限として補償し、内 6000 万ドルを民間の保険で、残りを政府が補償。
ジョンソン (民)	1966 年	1954 年原子力法を改正する法律 (P.L.89-645) ²	公衆保護の側面を強化し、プライス・アンダーソン法を改正。異常原子力事故 (extraordinary nuclear occurrence) を起こした側に無過失責任を課す ³ 。
フォード (共)	1974 年	1974 年エネルギー再組織法 (P.L.93-438)	AEC の廃止。民間の原子力規制を担当する原子力規制委員会 (NRC)、研究開発を担当するエネルギー研究開発庁 (ERDA) を設立。ERDA は 1977 年にエネルギー省 (DOE) に改組。
カーター (民)	1978 年	1978 年核不拡散法 (P.L.95-242)	原子力法を改正し、NRC がアメリカの核輸出を統制する基準を策定。米国からの原子力関連資材・技術の輸出に際し、核不拡散措置の強化、拡不拡散政策を遵守する国への核燃料の安定供給を図る。
カーター (民)	1978 年	1978 年ウラン製錬尾鉱放射線管理法 (P.L.95-604)	放射線による公衆への健康被害を最小限にするため低レベル放射性廃棄物に対応。環境に配慮した安全な方法でのウラン製錬尾鉱の処分・長期安定化・管理を規定。
レーガン (共)	1983 年	1982 年放射性廃棄物政策法 (P.L. 97-425)	ネバダ州ユッカマウンテンへの高レベル放射性廃棄物処理場設置を規定。
レーガン (共)	1986 年	1985 年低レベル放射性廃棄物政策改正法 (P.L.99-240)	州内で発生する低レベル放射性廃棄物の廃棄権限を州に付与。
G. H. W. ブッシュ (共)	1992 年	1992 年エネルギー政策法 (P.L.102-486)	電力市場の自由化。原子炉許認可手続の見直し。原子炉設計基準が標準化され、建設許可と稼働許可の 2 段階手続が建設運転許可 (COL) の 1 段階に変更、建設前に発給。 ⁴

G. W. ブッシュ (共)	2005 年	2005 年エネルギー政策法 (P.L.109-58)	巨額の建設コストを要するため投資を得にくい原子力発電所新設を促進するため、連邦による融資保証、税額控除、許認可手続の遅延に伴う損失の補てんを規定。2025 年までのプライス・アンダーソン法の拡大・延長（現在は各事故で 125 億ドルまでが賠償される。）、100 メガワットまでの発電力を有する認可された原子炉について最大 3 億ドルを上限とする損害賠償保険に加入でき、事故は保険でカバーされる。遡及的保険料として全国の加入原子炉から 1 億 1190 万ドルずつ、合計 119 億ドル（サーチャージを含み 125 億ドル）を徴収。これを超える補償を行う場合には法定の手続に従い議会の承認が必要。DOE の契約業者にも適用対象を拡大し、DOE の施設における原子力事故損害の支払いは完全に国庫から支出。非営利団体に対して、民事罰を制限。次世代原子力発電所プロジェクト等への補助金、ハイブリッド車購入支援やバイオエタノールなどの代替エネルギー研究開発への支援。
G. W. ブッシュ (共)	2007 年	2007 年エネルギー自給・安全保障法 (P.L.110-140) ⁵	原子力損害の補完的補償に関する条約（補完基金条約 (CSC)） ⁶ の実施法を制定（第 934 条）。

(注)

- 1 当時、原子力発電に関する危険度の数的、量的予想が不可能だった賠償負担に投資家は消極的で、これが民間の原子力産業参入の障壁となっていると考えられたためである。プライス・アンダーソン法は制定当初から消費者団体などの批判を浴びており、時限立法として、恒久化されず更新が続けられてきた。直近では EPAC 2005 で延長が規定された。
- 2 Act of Oct. 13, 1966, P.L.89-645.
- 3 プライス・アンダーソン法は、第三者損害賠償責任について保険会社と原子力業界に対する国家補償による金銭的な支援を定めていた。しかし、原子力事故に起因する第三者損害賠償責任については、不法行為法が州法の管轄であり、州ごとのコモンローが適用されることになっていたため、事故を起こした会社が無過失責任を負うのかどうか、全国で明確に統一されてはいなかった。卯辰昇「米国原子力開発の停滞と再生可能性に関する法的考察—TMI 事故を契機とした米国原子力法の展開を中心として」『早稲田法学会誌』49 号, 1999, p.121. 以下参照。
- 4 ただし、新規原子炉建設には結びつかなかった。
- 5 Energy Independence and Security Act of 2007, P.L.110-140.
- 6 日本、韓国、カナダなどの国にも批准が求められている。原子炉熱出力の合計が 4 億キロワット以上を満たす 5 か国が加盟するまでは未発効。現在、アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、米国の 4 か国が締約国。プライス・アンダーソン法と競合しない。

(出典) 本稿末尾掲載の参考文献より筆者が作成。

II オバマ政権の原子力政策

1 概要

オバマ大統領は、原子炉の新設については前政権の政策に近いものを打ち出している。例えば、2010年の一般教書演説^(注13)で「クリーン・エネルギー分野でより多くの雇用を生み出すには生産性、効率性、誘因を高めなければならない。それは新世代の原子力発電所を建設することを意味する。沖合で新しい油田・ガス田開発を開始することを意味する。包括的なエネルギー・気候変動対策法案を可決することを意味する」と原子力発電所建設融資保証予算の増額、気候変動対策法案成立等のような原子力発電所推進の方向性を打ち出した。さらに同年2月、原子力発電所建設^(注14)に対して連邦融資保証を行うことを発表した。このような大統領の動きは、必ずしもすべてが合致するわけではないが、ブッシュ前政権のEPAC 2005の制定にも大きな影響を与えたMIT報告書『原子力の未来』と立場を同じにし、参考としているように見受けられる。

さらにオバマ現政権の最重要課題の1つとして、国内の景気回復がある。例えば二酸化炭素排出削減を「クリーン・エネルギー」ビジネスとして位置づけ、原子力発電所の新設による雇用創出や、30年来アメリカ国内で原子炉新設が停止している間に、原子炉建設事業で世界に進出しているフランス、日本、韓国等に対抗す

る競争力の獲得も目指している。

これらの政策を反映した法案が、以下本章3で紹介する気候変動対策法案である。

オバマ政権の提示する原子力政策関連予算は、規模的にはブッシュ前政権とさほど変わりはない。しかし、力点を置く分野に変化が見られる。前政権におけるDOEのエネルギー計画である「原子力2010」はいったん終了させることとなった。この計画では、原子力発電所新設促進のための連邦建設融資保証や原子炉審査遅延に対する連邦による損失補てん等の支援や現在最もコストパフォーマンスの良いとみなされる軽水炉の改良他、核燃料サイクル、改良型原子炉研究開発等にも力点が置かれていた。しかし、オバマ政権では改良型原子炉の研究開発費を削減しており、核燃料サイクルや使用済燃料の再処理について、前政権時には工学規模の研究開発であったものを、長期的な学術研究へと変更している。^(注15)

例えば、オバマ大統領は就任当初、2010会計年度(2009.10-2010.9)の改良型原子炉開発などの原子力研究開発費を前年度より1500万ドル削減するよう提示した(最終的に500万ドル減で成立)^(注16)。核燃料サイクルの研究開発については、短期的な工学研究から長期的な学術研究へと性質を変え、予算も2009会計年度より約5000万ドル増額を提示した。なお、増額のうち、3500万ドルは高レベル放射性廃棄物^(注17)処理に関するものであった。また、第111議会において、上院エネルギー資源委員長が「原

13) “Remarks by the President in State of the Union Address,” Office of the Press Secretary. ホワイトハウスウェブサイト <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-state-union-address>>

14) “Obama Administration Announces Loan Guarantees to Construct New Nuclear Power Reactors in Georgia,” Office of the Press Secretary. ホワイトハウスウェブサイト <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/obama-administration-announces-loan-guarantees-construct-new-nuclear-power-reactors>>

15) Mark Holt, “Nuclear Energy Policy,” *CRS Report*, Dec. 10, 2009, p.7 et seq. <<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/RL33558.pdf>>

16) FY Energy and Water Development Appropriations Act, P.L.111-85.

17) 議会は核燃料サイクルの研究開発予算については前年度とほぼ同規模で通過させたが、放射性廃棄物処理に関

子力利用 2021 法案^(注18)」を提出しており、この法案では、建設コスト削減や建設立地の選択範囲の拡大を可能にするといわれる出力 50 万キロワット以下の小型モジュール炉の研究開発を行い、NRC の認可を 2021 年 1 月までに得ることを提案している。

2 MIT 報告書『原子力の未来 2009 年改訂』

2003 年に報告書『原子力の未来』^(注19)が出た時、ブッシュ前大統領のエネルギー政策を反映した包括的なエネルギー政策法案が連邦議会で審議中であった。この 2003 年の報告書は議会や行政、メディアで取り上げられ、参照された。2009 年に MIT は新政権のエネルギー政策に資するとして、報告書の改訂版^(注20)を発表した。改訂版の基本的な立場は 2003 年時点から変更はない。そして、オバマ大統領も 2003 年報告書で提示され、2009 年改訂でも変更のない「温室効果ガス排出による地球環境変化の可能性とガス排出から悪影響が起りうることを政府が原子力選択を支援する主要な正当化理由と見なす」という立場を、2010 年一般教書演説において共有している。

2003 年報告書では、二酸化炭素排出量削減のための現実的方法として原子力発電を排除できないこと、原子炉が新設され、稼働すれば発電コストの安さで建設コストが回収可能であることが述べられている。また、アメリカでは、約 30 年間原子炉の新設がなく、現在稼働中の原子炉の老朽化も進んでいる。そのため、炉の新設が急務であるとした上で、建設コストの大きな原子炉新設は投資を呼びにくいいため、最初だけは政府が支援策を講ずる必要があるとし

た。

2009 年改訂版は、2003 年と現在を比較し、原子力発電をめぐり何が試みられ、どのような変化が起きたかを検証する内容となっている。まず挙げられるのが、EPAC 2005 でさまざまな策が講じられたものの、依然として原子炉の新設がないことである。その結果として生じた変化として、現在稼働中の原子炉の稼働承認期間の延長が挙げられた。また、国民の意識が原子力発電の受容に傾いていることも述べられている。すでに、2003 年報告書において、建設コストの高さが原子力発電所新設の障害であることが指摘されていたにもかかわらず、建設コストがさらに上昇していることも挙げられている。以下、2009 年改訂版における各論を紹介する。

(1) 原子力発電所新設投資について

投資家に原子力発電所建設に対し積極的に出資させる方法として、他の低炭素排出技術、例えば再生可能エネルギー等と同じレベルの援助を行うこと、コストとスケジュールに関する投資家の不安を取り除くこと、最初に市場に参入する者に限り政府の支援を短期間行うことを重ねて提案する。これらは 2003 年にも提言したが、まだ効果を発揮しているとは言えない。これは DOE が、迅速な連邦建設融資保証に関する規則制定と適用を実施しなかったためである。

(2) 廃棄物処理について

2003 年報告書と同様、これから数十年の使用済燃料の保管については、柔軟な廃棄物管理システムに基づくべきであるとする。

する部分はゼロとなった。op.cit. (15), p.11.

(18) Nuclear Power 2021 Act, S.2812 (2009)

(19) op.cit. (11)

(20) "Update of the MIT 2003 Future of Nuclear Power." Massachusetts Institute of Technology, 2009. <<http://web.mit.edu/nuclearpower/pdf/nuclearpower-update2009.pdf>>

(3) 核燃料リサイクルについて

2003年報告書ではウラン資源の入手可能性を考慮し、使用済燃料を再処理せずに使い続けた場合でも、21世紀中には資源枯渇の心配はないとした。だが、これは1980年代の調査に基づいたものであった。そのため、世界のウラン鉱の埋蔵量について正確な調査を実施する計画を立案すべきと提案していたが、現在まで着手されていない。使用済燃料の再利用は、しない場合よりもコストパフォーマンスが悪いが、このロスが原子力発電のトータルコストの中に占める割合は低い。

(4) 核不拡散について

世界中で電力消費が伸び、原子力発電所が建設されつつある。2003年報告書では、G8等の核供給国に対し、発電のために他の核利用国が独自に濃縮プロセスを行う必要がないようにサービスを提供するべきと提言したが、まだ実行されていない。DOEは、2004年から先進的燃料サイクルについての国際・国内の研究開発や枠組みを形成しており、国際的には濃縮技術、再処理技術の拡散を防ぐ取決めを供給国と利用国との間で合意させ、国内的にはクローズドサイクルの核燃料サイクル技術を開発してきた。しかし、再処理は商業ベースには乗っておらず、世界で新設される原子力発電所の使用済み燃料の利用国での再処理を抑制するものにはなっていない。

(5) 研究開発について

2003年の報告書では、基本的には短期的な実用化が予測され、稼働コストの少ない原子炉の開発を推進すべきとした。先進的燃料サイクルや改良型原子炉のように数十年は商業化の可能性がない計画の開発は避け、もっと短期的な原子力発電技術の開発に焦点を当

てることの重要性を指摘した。具体的には、軽水炉の開発が重要と述べていた。長寿命軽水炉技術開発計画に予算措置がなされるなど、政府には提言を実行する動きも見受けられたが、具体的な予算配分には不備な点が見られる。

(6) 結論

2003年の報告書では、温室効果ガスの削減には原子力発電の推進が必須であることが前提とされた。そして、そのためには原子力発電所新設への参入に早期に着手した者への特典として、早期参入の投資家に対しては政府支援を行うことが、原子炉新設には有効であると2003年に提言した。EPAC 2005に2003年の提言が取り入れられはしたが、未だに原子炉の新設はなく、結果としてEPAC 2005は原子力発電所新設の推進には不十分であった。

3 第111議会で審議中の気候変動対策法案

(1) グリーン・ニューディールと気候変動対策法案

オバマ大統領が提唱している、環境政策を通じた雇用や産業の創出を目指すグリーン・ニューディール政策を立法化するために、省エネルギー政策、再生可能エネルギー導入や二酸化炭素排出量削減等を内容とする各種の法案が提出され、連邦議会で審議されている。

2009年2月、約7870億ドル規模の景気対策法（再生・再投資法）（American Recovery and Reinvestment Act of 2009 (P.L.111-5)）が成立し、うち800億ドルが省エネルギーの住宅と公共建造物の新築・改築、スマート・グリッドや再生可能エネルギー生産増等を支援する環境政策にあてられた。

このほかのグリーン・ニューディール政策の主要な柱である二酸化炭素排出量削減のための

排出量取引へのキャップ・アンド・トレード方式の導入、排出量削減目標の設定、いくつかの州で既に導入されている電力供給の一定量を再生可能エネルギーとするよう義務付ける再生可能エネルギー・ポートフォリオ基準 (RPS) の連邦への導入等を図るため、下院ではワックスマン・マーキー法案 (2009年6月下院通過)^(注21)が、上院ではケリー・ボクサー法案 (2010年2月上院委員会通過)^(注22)が提出された。

両案は二酸化炭素排出量削減目標の数値等、互いに異なる点も多いが、基本的にはグリーン・ニューディール政策を受け、アメリカの経済力をクリーン・エネルギー関係の雇用により増強し、特定の国への資源依存から脱却し、エネルギー供給の多様化を進め、エネルギーの安全保障を確保し、省エネルギー策を推進することを目標とし、その上で、地球温暖化防止も目的としている。

しかし、共和党議員からは産業縮小、国民の負担増につながると反対の声が上がっている。

(2) 気候変動対策法案と原子力推進

上院法案は、下院通過法案よりも二酸化炭素削減目標が高く設定されたこともあり、キャップ・アンド・トレードやRPSに反対するエネルギー業界や産業界を支持基盤に持つ共和党上院議員が法案に反対する動きに注目が集まっている。

2009年10月28日に開催された上院法案の公聴会^(注23)ではアレクサンダー議員、ボイノビッチ議員、バーラッソ議員、ボンド議員 (いずれも共和党) が、「クリーン」なエネルギーとして

原子力推進を強く打ち出した。彼らの発言は、フランスの原子力発電がヨーロッパで成功している例を引き、キャップ・アンド・トレードや再生可能エネルギーの導入のみでは電気料金の高騰を招き、二酸化炭素削減にも結びつかないという内容であった。

法案の提出者であり、所管の環境・公益委員長であるボクサー議員 (民主党) は、国内の世論調査でキャップ・アンド・トレードは6割の支持があると反論しつつも、原子力推進については、歩み寄りの姿勢をみせた。法案の上院委員会通過にあたっては、排出割当のオークション収益を財源とする原子力産業従事者安全教育のための原子力産業労働者訓練基金、放射性廃棄物処理の研究・開発への投資計画に関する条項が追加された。本会議審議までに原子力推進に関する条項の追加も検討されている。

このような動きに対し環境団体等は、原子力利用における核拡散や放射性廃棄物による災害等のリスクを重視すべきであり、二酸化炭素排出量削減のためには、原子力発電所建設よりも再生可能エネルギーへの支援と省エネ推進がふさわしいと主張している。しかし、気候変動対策法案の審議では、原子力発電の危険性の有無、原子炉の安全性保持のための規制強化などの議論はあまり活発ではない。

おわりに

オバマ大統領が原子力発電所新設に連邦建設融資保証の実施を表明したことに対し、ワシントン・ポスト紙は2010年2月20日の社説で「高^(注24)

(21) American Clean Energy and Security Act of 2009, H.R.2454 (2009).

(22) Clean Energy Jobs and American Power Act, S.1733 (2009).

(23) *Clean Energy Jobs and American Power Act: Hearing on S.1733 Before the S.Comm. on the Environment and Public Works*, 111th Cong.

(24) Editorials, "Adding some juice to the nuclear energy industry," *Washington Post*, Feb. 20, 2010. <<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2010/02/19/AR2010021905155.html>>

レベル放射性廃棄物等の問題はありますが、二酸化炭素排出ゼロの原子力発電所を推進することは妥当な決断であり、排出量削減には炭素税導入よりも排出量取引が最適である。問題となる膨大な原子力発電所建設コストは連邦融資保証と稼働コストの低さで採算がとれる。このような大統領の姿勢は、原子力推進の共和党議員が気候変動対策法案通過に協力する可能性を生み、法案成立につながるであろう」と賛同した。

これまで述べたとおり、アメリカでは基本的にはブッシュ前政権時のEPAC 2005以降、連邦政府による原子力発電所新設を支援する政策が続いている。しかし、原子力産業側からはさらに一層の規制緩和を求める主張が出されている。その理由として、原子炉建設における承認手続きがいまだに不必要に厳格で柔軟性を欠いており、建設コスト増の原因になっているためとしている。一方、環境保護団体は、法改正はなされなくとも、運用上、NRCは審査において、すでに原子力産業側に有利な例外的措置を取ってきており、安全上の不安が増していると指摘している。

世界的にみても、国内の雇用・景気対策として原子力ビジネスを振興させようという動き、二酸化炭素排出量削減のため、原子力発電を振興しようとする動きが大きくなっている。前述したMITの調査報告書やメディアの論調が示すとおり、現在アメリカ国内で、原子力利用が地球温暖化対策に有効であるという考え方を受け入れる世論も形成されつつあると見ることが出来る。しかし、一方では、放射性廃棄物処理をはじめ、原子力発電所へのテロ対策、原子力発電所事故の危険性、事故の際の補償が国庫から行われるプライス・アンダーソン法の仕組み等、国民に説明を尽くすべき点が多く残されているにもかかわらず、これらについてあまり議論がない現状にも留意しておく必要がある。

参考文献

- ・井樋三枝子「景気対策法」『外国の立法』239-1, 2009.4, pp.4-5. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23901/02390102.pdf>>
- ・同「気候変動防止法案」『外国の立法』242-1, 2010.1, pp.4-5. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/24201/02420102.pdf>>
- ・環境省市場メカニズム室「Clean Energy Jobs and American Power Act (S.1733) (通称「ケリー・ボクサー法案」) 上院委員会通過版の概要」2010.1.5. <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/os-info/mats/usa_kerry-boxer-pass_up.pdf>
- ・原子力発電法制研究会編『欧米諸国の原子力法』社団法人日本電気協会,1981.
- ・松山貴代子「2005年エネルギー政策法に対する各界の反応(米国)」『NEDO海外レポート』No. 962, 2005.9. 7, pp.52-55. <<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/962/962-09.pdf>>
- ・「アメリカ『2005年エネルギー政策法』の成立」『TEPCO REPORT』VOL.112, 2005.10, pp.12-13. <<http://www.tepco.co.jp/company/corp-com/annai/shiryoku/report/bknumber/0510/pdf/ts051004-j.pdf>>
- ・Buck, Alice L. *A History of the Atomic Energy Commission*. U.S. Department of Energy. July 1983, 米国原子力規制委員会ウェブサイト <<http://www.atomictraveler.com/HistoryofAEC.pdf>> <<http://www.rist.or.jp/atomica/>>
- ・U.S. NRC. “Our Governing Legislation.” Nov. 18, 2009. 米国原子力規制委員会ウェブサイト <<http://www.nrc.gov/about-nrc/governing-laws.html>>

(いび みえこ・海外立法情報課)

1954年原子力法（抄）

Atomic Energy Act of 1954, Pub.L.83-703, 68 Stat. 919

井樋 三枝子訳

第1編 原子力

第1章 宣言、議会による認定及び目的

第1条 宣言^(注1)

原子力は軍事目的にも平和目的にも活用することができる。したがって、合衆国の政策として、次に掲げる事項を宣言する。

- (a) 原子力の開発、利用及び管理は、国家防衛及び安全保障に対して最大の寄与をするという最も重要な目的に常に従い、一般の福祉に対して最大の寄与をするように監督されなければならない。
- (b) 原子力の開発、利用及び管理は、世界平和を促進し、一般の福祉を改善し、生活水準を向上させ、及び民間企業における自由競争を強化するよう監督されなければならない。

第2条 連邦議会による認定^(注2)

合衆国議会は、原子力の開発、利用及び管理に関して、次に掲げる事項を認定する。

- (a) 軍事及びその他あらゆる目的の原子力の開発、利用及び管理は、国家防衛及び安全保障に不可欠である。
- (c) 原料物質、副産物質及び特殊核物質の処理及び利用は、州際通商及び国際通商に影響し、また、国益上規制されなければならない。
- (d) 原料物質、副産物質及び特殊核物質の処理及び利用は、国家防衛及び安全保障に備え、かつ、公衆の健康及び安全を保護するために、国益上規制されなければならない。

(e) 原料物質、特殊核物質、生産設備及び利用設備は公共の利益に影響し、また、国家防衛及び安全保障を確保し、かつ、公衆の健康及び安全を保護するために、国益上、原子力の生産及び利用並びにこれとともに関連して用いられる設備について合衆国が定める規則が必要である。

(f) この法律の目的に鑑み、原料物質又は特殊核物質の生産又は利用のための設備の稼働により発生しうる州際損害に対する保護の必要から、これらの設備の稼働は州際通商条項の範囲内とする。

(g) 合衆国の資金は、国家防衛及び安全保障を提供し並びに一般の福祉を促進するという条件で、原子力の開発及び利用のために提供される。

(i) 公衆の保護及び原子力産業の発展を促進するため、一般の福祉の利益並びに国家防衛及び安全保障の利益を踏まえ、合衆国は、公衆が原子力事故によりこうむった損害への賠償の一部に資金を充てることを可能とし、そのような損害に責任を負う者の賠償責任を制限できる。

(以下略)

(井樋 三枝子・海外立法情報課)

原文は、Office of the General Counsel, *Nuclear Regulatory Legislation: 110th Congress; 2nd Session, Vol. 1, No. 8*. Washington, DC: U.S. Nuclear Regulatory Commission, 2009. <<http://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/nuregs/staff/sr0980/v1/index.html>> によった。

(1) 42 USC 2011

(2) 42 USC 2012